

令和 3 年 5 月 18 日

(介護予防) 訪問看護事業所
居宅介護支援事業所 管理者 様
介護予防支援事業所

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課
事業 者 指 導 担 当 課 長

訪問看護費の算定における「通院が困難な利用者」の取扱いについて (通知)

日頃より、本市の介護保険事業運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
さて、令和 3 年度介護報酬改定により、(介護予防) 訪問看護費の算定における「通院が困難な利用者」の取扱いが変更されました。つきましては、本市における取扱いを下記のとおりお知らせします。各事業所におかれましては、遺漏のないよう適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 改正内容

(介護予防) 訪問看護費は、「通院が困難な利用者」に対して給付することとされており、「通院が困難な利用者」については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (H12 老企 36) 第 2 の 4 (1)」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (H18 老計発 0317001・老振発 0317001・老老発 0317001) 別紙 1 第 2 の 3 (1)」に規定されています。

令和 3 年度介護報酬改定において、これらの通知が改正され、対象者の範囲について、理学療法士等が行う (介護予防) 訪問看護については、(介護予防) 訪問リハビリテーションと同様に「(介護予防) 通所リハビリテーションのみでは家屋内における ADL の自立が困難である場合」が追加されました。

【参考】

H12 老企 36 第 2 の 4 (1)

訪問看護費は「通院が困難な利用者」に対して給付することとされているが、通院の可否にかかわらず、療養生活を送る上での居宅での支援が不可欠な者に対して、ケアマネジメントの結果、訪問看護の提供が必要と判断された場合は訪問看護費を算定できるものである。加えて、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護

については、指定通所リハビリテーションのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合であって、ケアマネジメントの結果、看護職員と理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が連携した家屋状況の確認を含めた訪問看護の提供が必要と判断された場合に、訪問看護費を算定できるものである。「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により、同様のサービスが担保されるのであれば、通院サービスを優先すべきということである。

2 取扱い

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護については、指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供を受けていない利用者であっても、指定（介護予防）通所リハビリテーションでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合であって、ケアマネジメントの結果、看護職員と理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が連携した家屋状況の確認を含めた訪問看護の提供が必要と判断された場合に、訪問看護費を算定できるものとする。

3 その他

本通知の内容は本市の解釈であるため、利用者が他市町村の被保険者である場合には、各保険者に確認してください。

<問い合わせ先>

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部

介護保険課事業者指導第2係

電話：054-221-1377 FAX：054-221-1298

メール：kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp